

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十九年六月九日から同月二十二日までの間縦覧に供します。

平成二十九年六月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
谷端 宣明	五條市田園四丁目四一 番四号	吉野郡下市町大字栃原一五二二 番一ほか五筆

二 申請年月日

平成二十九年五月三十一日